

新潟市医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第8号

新潟市医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟市医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成9年新潟市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（管理者の施設外の実務従事許可）」に改め，同条第1項中「及び法第28条第3項ただし書」を「，法第28条第3項ただし書」に改め，「店舗管理者」の次に「及び法第39条の2第2項ただし書の許可を受けようとする同条第1項に規定する高度管理医療機器等営業所管理者」を加える。

別記様式第1号中

「

薬局  
管理者兼務許可申請書 を  
店舗

」

「

薬 局  
店 舗 管理者兼務許可申請書 に，  
高度管理医療機器等営業所

」

「

「

「  
管理して  
いる薬局  
又は店舗  
」を「  
管理している  
薬局、店舗  
又は営業所  
」に改める。

別記様式第2号中

「  
第7条第3項ただし書  
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
第28条第3項ただし書  
」

「  
第7条第3項ただし書  
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
第28条第3項ただし書  
第39条の2第2項ただし書  
」

に、

「  
管理する  
薬局又は  
店舗  
兼務する  
薬局又は  
店舗  
」を「  
管理する  
薬局、店舗  
又は営業所  
兼務する  
薬局、店舗  
又は営業所  
」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第1号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。